



平成 25 年 2 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社ブロンコビリー  
代表者名 代表取締役社長 竹 市 靖 公  
(コード番号 3091 東証第一部・名証第一部)  
問合せ先 取締役管理部長 古 田 光 浩  
電話番号 0 5 2 - 7 7 5 - 8 0 0 0

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 8 日開催の取締役会において、平成 25 年 3 月 21 日開催予定の第 31 期定時株主総会にて「定款一部変更の件」につきまして付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 今後のさらなる業容の拡大のため、経営体制をより強固なものとするを目的とし、取締役  
に役付取締役として新たに取締役会長を定めることができる旨を追加するものであります。
- (2) その他、上記各変更に伴う条数の変更に加え、一部文言の整備等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条 ～ 第11条 ＜条文記載省略＞	第1条 ～ 第11条 ＜現行どおり＞
<p>[議長] 第12条 当会社の定時株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. 株主総会においては<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</u></p>	<p>[議長] 第12条 当会社の定時株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議をもってあらかじめ選定した取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>前項の取締役に事故等があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</u></p>
第13条 ～ 第19条 ＜条文記載省略＞	第13条 ～ 第19条 ＜現行どおり＞
<p>[取締役会の招集権者および議長] 第20条 取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>＜新設＞</p>	<p>[取締役会の招集権者および議長] 第20条 取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議をもってあらかじめ選定した取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>前項の取締役に事故等があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>
現行定款	変更案
第21条 ～ 第25条 ＜条文記載省略＞	第21条 ～ 第25条 ＜現行どおり＞

<p>[代表取締役および役付取締役] 第26条 当会社に取締役社長を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議によって、取締役の中から選任することができる。</p> <p>2. <u>取締役社長は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3. <u>社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。</u></p>	<p>[代表取締役および役付取締役] 第26条 当会社に取締役社長を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議によって、取締役の中から選任することができる。</p> <p>2. <u>社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>3. <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p>
<p>[業務執行] 第27条 社長は、当会社の業務を統括し、取締役副社長、専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。</p>	<p>[業務執行] 第27条 社長は、当会社の業務を統括し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。</p> <p>2. 社長に事故等があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。</p>
<p>第28条 ～ 第48条 &lt;条文記載省略&gt;</p>	<p>第28条 ～ 第48条 &lt;現行どおり&gt;</p>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 25 年 3 月 21 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 3 月 21 日（木曜日）

以上